

第2回 キャッシュレス推進検討会 事務局説明資料

2025年11月17日

経済産業省 商務・サービスグループ

商取引・消費経済政策課

01. 第1回の振り返り

キャッシュレス推進の社会的意義

- 将来像検討会で提示された意義が引き続き重要であり、特に人手不足が進行する環境下で、業務効率化／人手不足対応の意義はより重要になっていることを議論を通じて確認した。

将来像検討会で提示された意義

消費者の利便性向上、インフラコストの削減、業務効率化／人手不足対策等が挙げられた。

キャッシュレス推進の社会的意義 | 概要

- キャッシュレス化の意義として考えられる項目の概要は以下のとおり。

キャッシュレス推進の社会的意義		社会的意義の概要
既存の課題を解決する	 消費者の利便性向上	・現金の「引出」「支払」「家計管理」に係る消費者の行動が、簡単かつ効率的に実施できることにより、消費者の利便性向上に寄与できる
	 現金決済に係るインフラコストの削減	・現金の「発行」「輸送」「管理」に係る社会的インフラコストの低減および、それに伴う事業者の新たな投資促進に貢献する
	 業務効率化 / 人手不足対応	・事業者における販売業務、行政機関における窓口手続き業務などを効率化することで、人手不足の解消に貢献する
	 公衆衛生上の安心の実現	・人との接触機会が多い現金利用を、非接触 / 非対面決済にすることによって、Covid-19をはじめとする感染症リスクへの不安の解消に貢献する
	 現金の保有や取引機会の減少による不正 / 犯罪抑止	・現金の保有や現金の取引に伴う、窃盗・内部不正・脱税・犯罪組織への資金流入といった不正・犯罪の抑止に貢献する
新たな未来の創造	 データ連携・デジタル化	・個人／事業者／行政機関の決済データの分析・活用を通して、“経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会”実現に貢献する
	 多様な消費スタイルを創造	・シームレスな消費体験や、消費者同士のインタラクティブな消費の場の形成、インバウンド消費の拡大等、多様な消費スタイルを創造する
	 脱炭素社会への貢献	・現金の「発行」「輸送」「管理」に要するCO2排出量の削減・データ利活用による行動変容の促進を通して、2050年ゼロエミッションの実現に貢献する

出所：キャッシュレスの将来像に関する検討会とりまとめ

現状

以下のような環境変化があると考えているが、これら環境変化による社会的意義への影響、その他環境変化についてどう考えられるか。

主な環境変化	キャッシュレス推進の社会的意義への影響
新紙幣発行	・新紙幣未対応の店舗もあり、現金の利便性が低下しているケースも発生。 ・キャッシュレスによる「 消費者の利便性向上 」、「 インフラコストの削減 」は引き続き重要ではないか。
CBDC、ステーブルコインの検討	・CBDC、ステーブルコインとキャッシュレスが併存し、社会的意義を果たすことになると想定するため、 意義は変わらない のではないか。
人手不足の進行	・2030年代になると更に進行すると予想されるため、「 業務効率化／人手不足 」の意義はより 大きく なるのではないか。
コロナ収束	・新たな感染症の発生リスクはあるため、「公衆衛生上の安心の実現」は引き続き重要なのではないか。
AIの進化、活用拡大	・決済データ活用や購買シーンでのAI活用が進んでおり、「データ連携・デジタル化」は引き続き重要なのではないか。

指標

- 指標については、分母を「家計最終消費支出－持ち家帰属家賃額」に修正する新指標と現指標を併用する方針で合意が得られた。また、併用の経緯や新指標の定義については丁寧な説明を行う必要があるとの指摘があった。

【新指標案】

$$\text{キャッシュレス決済比率} = \frac{\text{クレジットカード支払額※1} + \text{デビットカード支払額※2} + \text{電子マネー支払額※3} + \text{コード決済支払額※4}}{\text{家計最終消費支出※5} - \text{持ち家帰属家賃額※5}}$$

(出所)

※1 (一社) 日本クレジット協会調査、※2 日本銀行「決済システムレポート」・「決済動向」、※3 日本銀行「決済動向」、

※4 (一社) キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」。クレジットカード及びブランドデビットカードとの紐付け利用分、クレジットカード及びブランドデビットカードからのチャージ分は除く

※5 内閣府「国民経済計算」(名目)

参考）現新指標での推移

● 前スライドの新指標案を採用した場合、2024年のキャッシュレス決済比率は51.7%になる(現指標比+8.9%)。

現指標と新指標案での金額推移

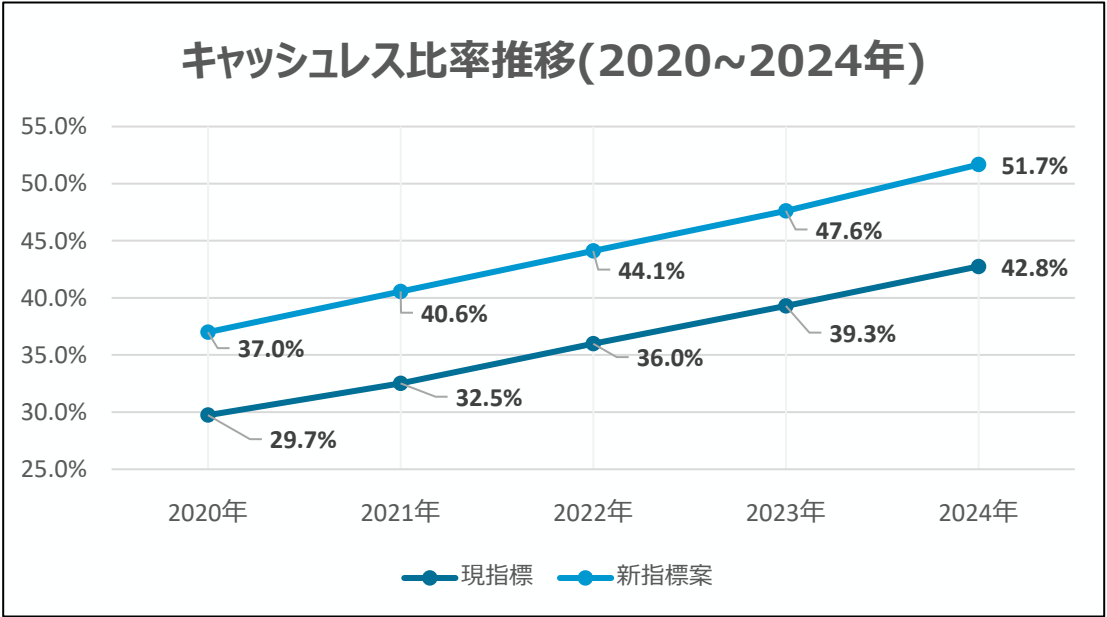
2024年の実績だと、新指標案では現指標と比較して分母が約57兆円減少。

	現新	項目	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
1	共通	キャッシュレス決済額（分子）	85.8	95.0	111.0	126.7	141.0
2	現指標	民間最終消費支出（分母）	288.6	292.0	308.5	322.4	329.8
3		キャッシュレス比率	29.7%	32.5%	36.0%	39.3%	42.8%
4	新指標案	家計最終消費支出 ー持ち家帰属家賃額（分母）	231.9	234.1	251.7	266.0	272.9
5		キャッシュレス比率	37.0%	40.6%	44.1%	47.6%	51.7%

※金額の単位は兆円。

現指標と新指標案での比率推移

比率は新指標案の方が8～9%程度高いが、推移の傾向に大きな差はない。



02. 目標

新指標の定義

- 第1回の検討会の議論も踏まえ、分母を「家計最終消費支出－持ち家帰属家賃額」に修正する。なお、第1回で議論のあった銀行取引（口座振替）については現在の統計では正確な金額を算出できないため、考慮することは困難。
- 今後、CBDCやステーブルコイン等の新たなキャッシュレス手段が登場した場合や、統計の整備等でより正確な情報を取得可能になった場合には、柔軟に対応していく必要があるのではないか。

【新指標】

$$\text{キャッシュレス決済比率} = \frac{\text{クレジットカード支払額※1} + \text{デビットカード支払額※2} + \text{電子マネー支払額※3} + \text{コード決済支払額※4}}{\text{家計最終消費支出※5} - \text{持ち家帰属家賃額※5}}$$

（出所）

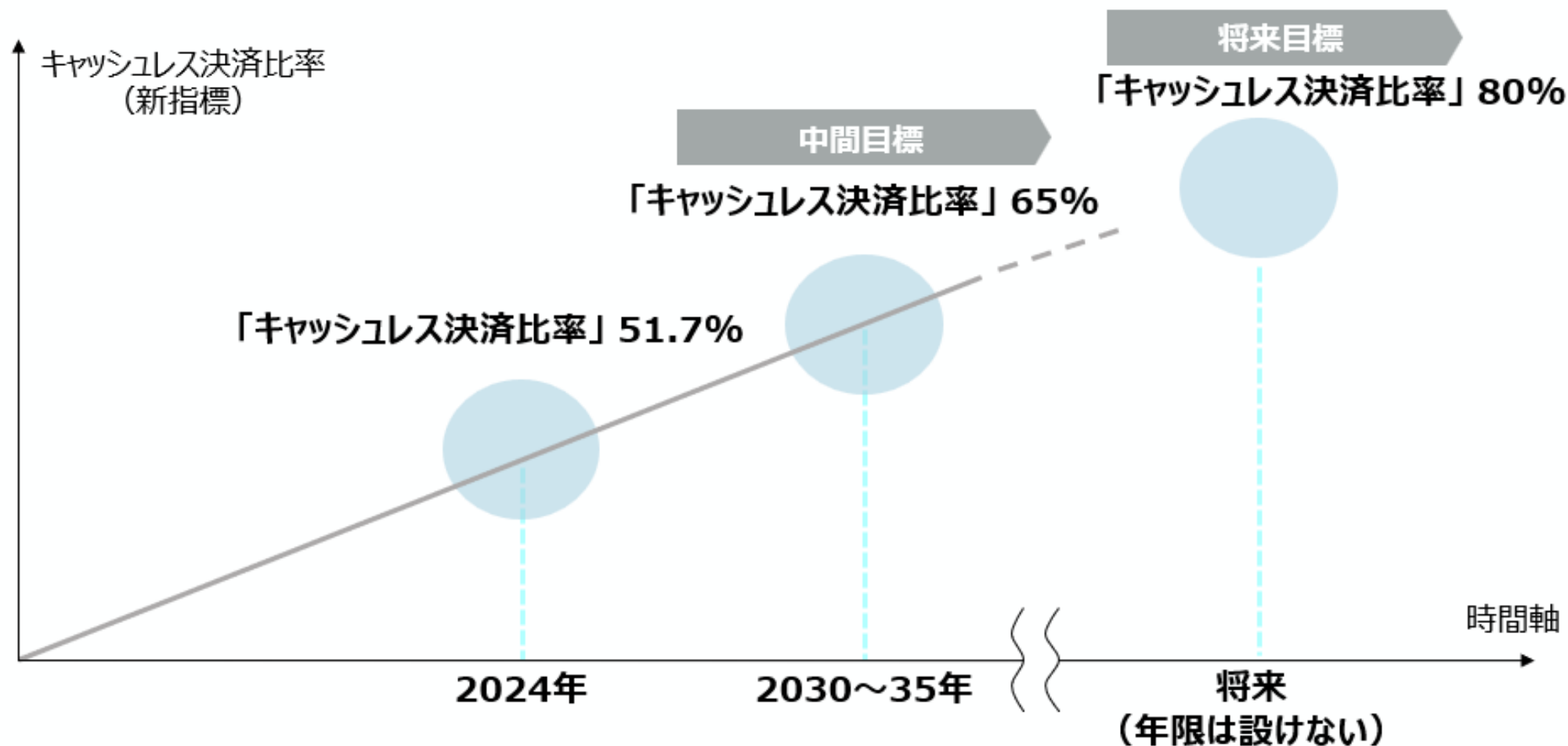
※1 （一社）日本クレジット協会調査、※2 日本銀行「決済システムレポート」・「決済動向」、※3 日本銀行「決済動向」、

※4 （一社）キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」。クレジットカード及びブランドデビットカードとの紐付け利用分、クレジットカード及びブランドデビットカードからのチャージ分は除く

※5 内閣府「国民経済計算」（名目）

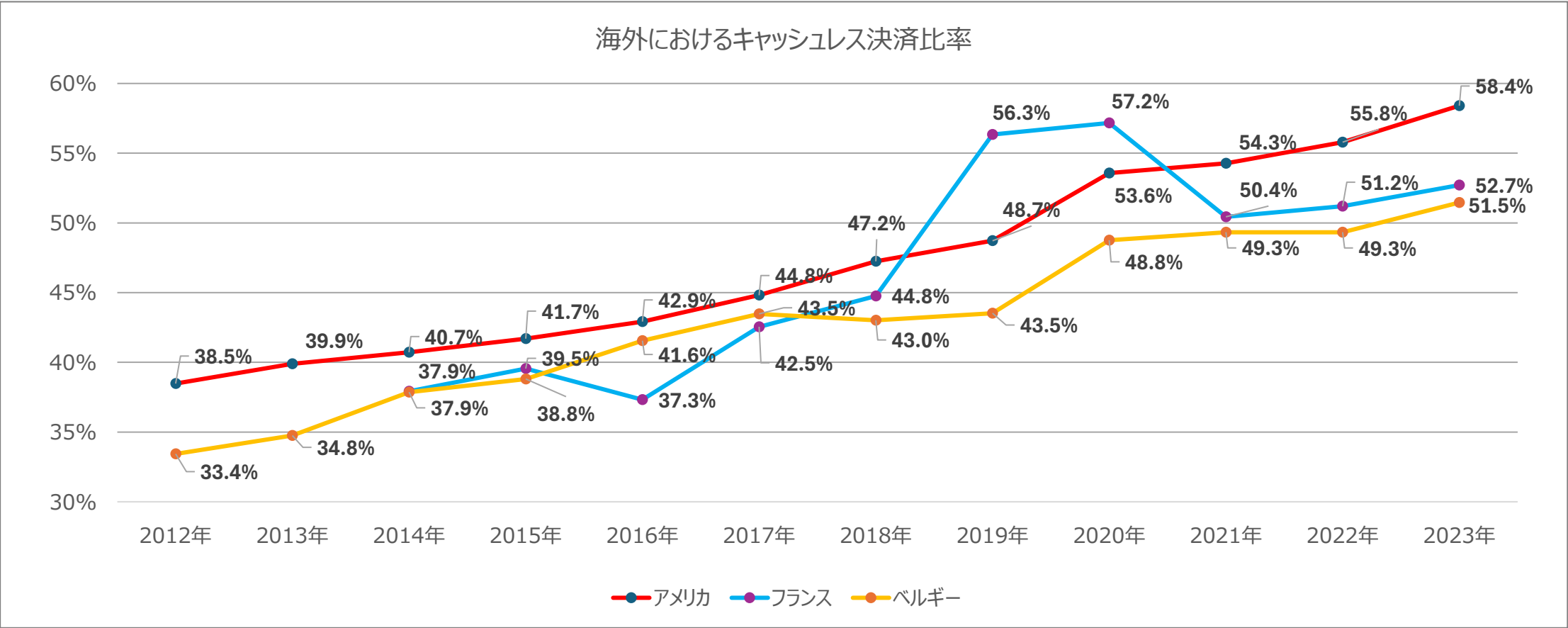
将来目標と中間目標

- 将来的な目標（キャッシュレス決済比率80%）について、現指標の分母には持ち家帰属家賃額等が含まれており、約57兆円（約17%相当）を占めることから、「新指標でキャッシュレス決済比率80%」という設定としてはいかがか。
- 中間目標は中間値である新指標ベースで65%（現指標ベースで55%）としてはいかがか。



中間目標の達成年次

- BIS等のデータから日本に先駆けて2010年代にキャッシュレス決済比率40%に達した先進国はアメリカ(赤)、フランス(青)、ベルギー(黄)。
- 40%達成以降、2023年までの平均的な伸び率が最も高いのはアメリカ。
- アメリカが42.9%から55.8%に達するまでに6年要していることから、達成年次は2030年としてはいかがか。

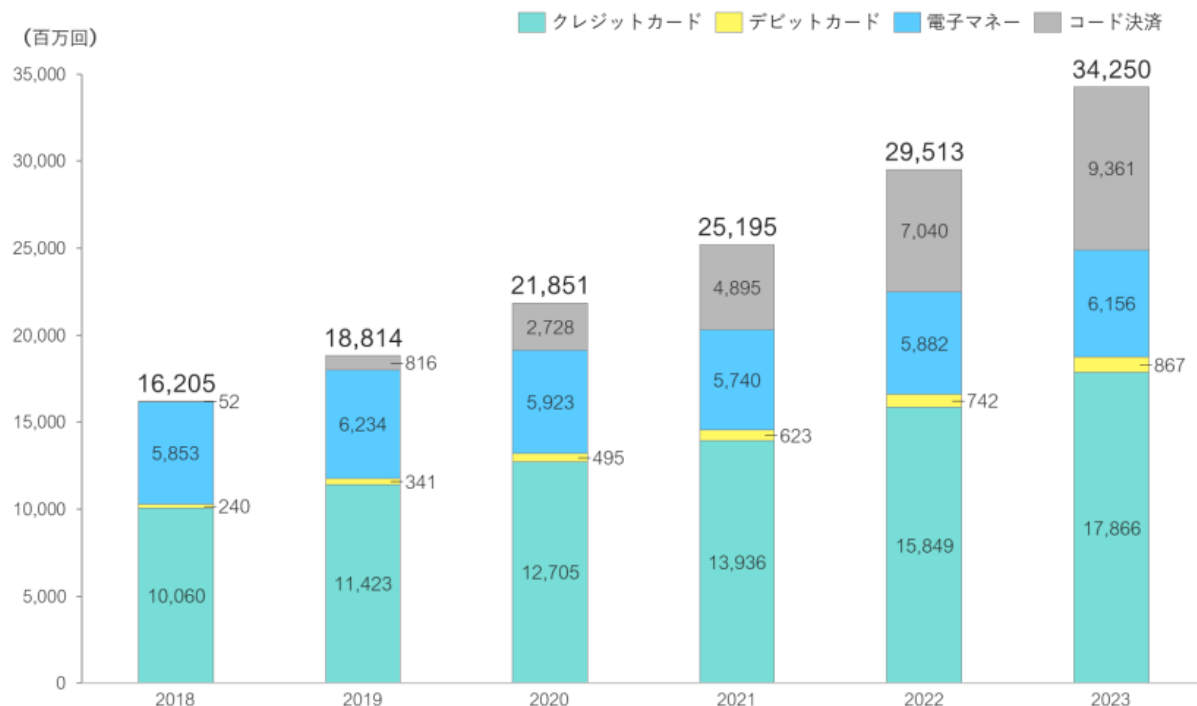


※フランスはBISのデータが2014年から掲載されているため、2014年以降の比率を記載。
出所：世界銀行「Households and NPISHs Final consumption expenditure (2025/10/7版)」、BIS「『Payment Statistics』の非現金手段による年間支払金額」を元に経済産業省にて作成。

件数情報

- 消費者の利便性向上や店舗における業務効率化等、決済件数が社会的意義の進捗状況を測定する上で適切な場合もある。
- 他方で、分母（現金も含めた総決済回数）を出すのが困難であることから、キャッシュレス比率公表時に参考情報としてキャッシュレス決済回数を公表するのはいかがか。

図表3 キャッシュレス決済手段別の支払件数の推移



(出典) クレジットカード：日本クレジット協会「クレジットカード動態調査」

デビットカード：日本銀行「決済動向」

電子マネー：日本銀行「決済動向」

コード決済：キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

一部前提条件はあるもののキャッシュレス決済の決済件数を提示することは可能。

■ 主な前提条件（決済金額とは異なる条件）

・クレジットカードについては、一部クレジットカード会社（26社）に対する調査結果である。

・クレジットカードとコード決済の重複（例：クレジットカードを紐付けたコード決済で支払った場合、2件とカウントされてしまう）がある。

03. 課題と取組の方向性

論点

- 各課題と論点については、以下の通り。

課題	第2回論点
低利用領域でのキャッシュレス利用拡大	・官民で進めるべき低利用領域はどこか。 ・上記領域のキャッシュレス利用を拡大する上で着目すべき課題は何か。 ・課題への取組としてどのようなものが考えられるか。
キャッシュレス効果の認知拡大	・どのような情報を周知するのが有効か。
加盟店手数料/インフラコストに関する課題	・中小企業向けの低手数料プランの更なる普及に向けてどのような対応が考えられるか。 ・インバウンド取引における逆ざや問題について、どのような対応が考えられるか。
セキュリティに関する課題	・令和7年9月に改正した「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」に基づいた対応を進めるとともに、官民で状況を注視し、必要に応じて対応していく方針でいかがか。

低利用領域のキャッシュレス利用拡大

- 将来像検討会で低利用領域として挙げられた領域で共通しているのは中小企業の普及度が低いという点ではないか。中小企業は、人手不足もより深刻でキャッシュレス導入の社会的意義も高いと考えられることから中小企業に注目するのはいかがか。
- 中小企業の更なる普及のためには、キャッシュレス効果の認知拡大、中小企業向けの低手数料プランの更なる普及が課題ではないか。

普及状況と課題

将来像検討会で挙げられた領域に共通するのは、中小企業の普及が進んでいないという点ではないか。
業界固有の課題は大きくなく、中小企業の普及を推進することで、各業界の普及も進むのではないか。

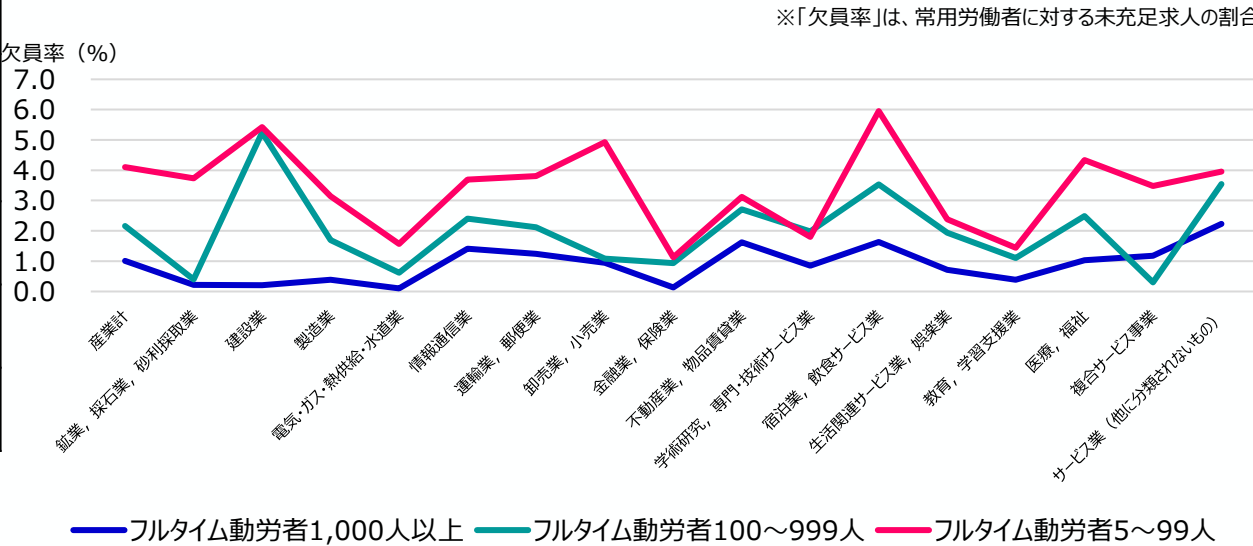
社会的意義

加盟店にとって大きな意義を持つ「人手不足」の観点で見ると、業界差よりも規模の差の方が顕著であり、中小企業ほど人手不足が深刻である。

分類0	分類1	普及状況、課題等	市場規模
業界	飲食（個店）	飲食（チェーン）はキャッシュレス比率が比較的高く、飲食（個店）のキャッシュレス比率が低い。飲食特有の課題は大きくない。	約24.2兆 ※1
	病院	病院（20床以上）のクレジット導入率（2024年）が約65%に対して、診療所（19床以下）は2024年時点で約36%と導入率が低い。固定された診療報酬等の業界固有の課題はあるが、規模の差がキャッシュレス普及に大きく影響しており、中小企業共通の課題が大きいと考える。	約5.9兆 ※2
	クリーニング	中小企業が多く、キャッシュレス決済の利用率が低い。クリーニング業界特有の課題は大きくない。	約0.3兆
	理美容	中小企業が多く、キャッシュレス決済の利用率が低い。理美容業界特有の課題は大きくない。	約2.1兆
規模	中小企業	事業者ヒアリングからクレジットの導入率は約4割、コード決済の導入率は約6割であり、依然として大企業と比較して進んでいない。	約144.3兆 ※3

※1：外食産業（料理品小売業含む）の市場規模であり、飲食業全体の規模ではない。また、個店以外も含まれる。
※2：国民医療費のうち患者等負担分（患者負担及び自動車損害賠償責任保険による支払い分）
※3：B2C取引が多い小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽、教育・学習支援業、医療・福祉の合計値。
『2025年版中小企業白書 産業別規模別売上高』から2020年の業界別売上高を抽出。家計の目的別最終消費支出を元に2020年から2023年の名目成長率を算出し、2020年の業界別売上高に乗ずることで2023年の業界別売上高を推計。
出所：厚生労働省『令和6年度 医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査結果報告書』、厚生労働省『令和5(2023)年度 国民医療費の概況』、中小企業庁『2025年版中小企業白書 付属統計資料』、中小企業庁『中小企業実態基本調査 令和6年確報（令和5年度決算実績）』、経済産業省『キャッシュレスの将来像に関する検討会 とりまとめ』、内閣府『2023年度国民経済計算 付表(12)家計の目的別最終消費支出の構成』、一般社団法人日本フードサービス協会『令和4年・5年（各年1月～12月）外食産業市場規模推計について』、矢野経済研究所『クリーニング関連市場に関する調査を実施（2023年）』、矢野経済研究所『理美容サロン市場に関する調査を実施（2025年）』、各事業者へのヒアリング

企業規模別・産業別欠員率



出所：厚生労働省『令和6年版 労働経済の分析 ー人手不足への対応ー』を元に経済産業省で作成。

キャッシュレス効果の認知拡大

- 周知する情報については、プラス/マイナス要素両方のメッセージを入れてはいかがか。また、万博の全面的キャッシュレスの検証結果を活用するとともに、キャッシュレス未導入層にも訴求できるよう情報を補完する必要があるのではないか。
- 周知については、政府、民間事業者、各団体に協力して進めていくべきではないか。

万博の全面的キャッシュレスの検証

それ以外

- ・過去検討会のアンケート、調査結果
- ・民間事業者の事例 等

プラス要素

- ・加盟店にとってのメリットを定量データも含めて示す。
(現金コストの削減効果も含む)

- ・キャッシュレス効果が最大化されたときの効果を周知することにより、将来的に目指す世界観やプラス要素をわかりやすく伝える。

マイナス要素

- ・過去検討会の課題やアンケートを元にキャッシュレス未導入の理由やキャッシュレスへの不満等を抽出。
- ・上記を払拭するような情報を示す。

- ・キャッシュレスの親和性が高い加盟店に対して全面的キャッシュレスの導入等、キャッシュレス比率を高める動機づけをする。

- ・現金/キャッシュレス併用時のプラス要素等、短期的に幅広い加盟店が実現できるメリットを伝える。

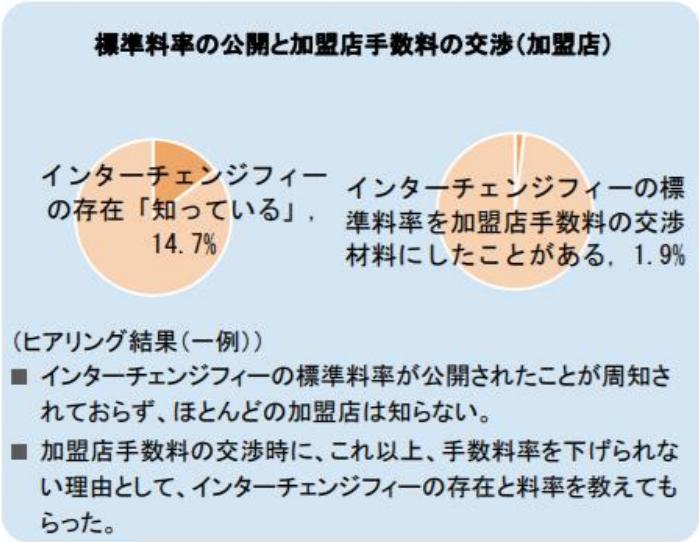
- ・万博の全面的キャッシュレスでカバーできない観点、特にマイナス要素に関する情報を伝える。

低手数料プランの開始について

- 2022年に経済産業省は、公正取引委員会とともに、①加盟店（特に中小加盟店）と決済事業者間の交渉の活性化、②決済事業者間の競争促進を目的にインターチェンジフィー公開の要請を行った。
- インターチェンジフィー公開等を踏まえ、2024年秋から複数の民間事業者から中小企業向けのクレジットカードの低手数料プランが出ている。他方で、今のところ低手数料プランの広がりは限定的である。

中小加盟店と決済事業者間の交渉の活性化

加盟店に対する実態調査の結果では、インターチェンジフィーを交渉材料にしたことがある加盟店は1.9%にとどまっており、認知度も低い（14.7%）。



出所：公正取引委員会『クレジットカードの取引に関する実態調査の事後検証について』（令和7年6月公表）

低手数料プランの例

インターチェンジフィー公開や決済手段間の競争により、中小企業向けの低手数料プランが出ており、クレジットカードの手数料率が0.7～1.3%程度下がっている。

決済事業者	手数料率 *カッコ内は標準プランの料率			月額利用料 (税込)
	Visa / MasterCard	JCB / American Express / Diners	QRコード決済	
A社	1.98%(3.24%)	2.38%(3.24%)	3.24%(3.24%)	3,300円 (無料)
B社	1.98%(2.70%)	2.48%(3.24%)	3.24%(3.24%)	3,300円 (3,300円)
C社	2.20%(3.24%)	2.20%(3.24%)	2.20~3.56% (3.24~3.56%)	2,200円 (無料)
D社	2.48%(3.24%)	2.48%(3.24%)	3.24%(3.24%)	無料 (無料)
E社	2.48%(3.24%)	2.48%(3.24%)	3.24%(3.24%)	無料 (無料)
F社	2.5%(3.25%)	2.5%(3.25%)	3.25%(3.25%)	無料 (無料)

出所：各社ホームページの情報（2025/10時点）をもとに経済産業省で作成。

低手数料プランの普及拡大

- 各社から低手数料プランが出ている現状を踏まえると、中小加盟店が低手数料プランを認識することにより条件の良いプランを選んだり、それらの情報を使って切り替えを図ることが重要ではないか。
- 低手数料プランについては、現状もアクワイアラー/決済代行事業者が周知（営業）を行っているが、低手数料プランの更なる充実・普及に向けて、政府も協力しつつ、関係者が積極的な取り組みをすべきではないか。

低手数料プランの条件例

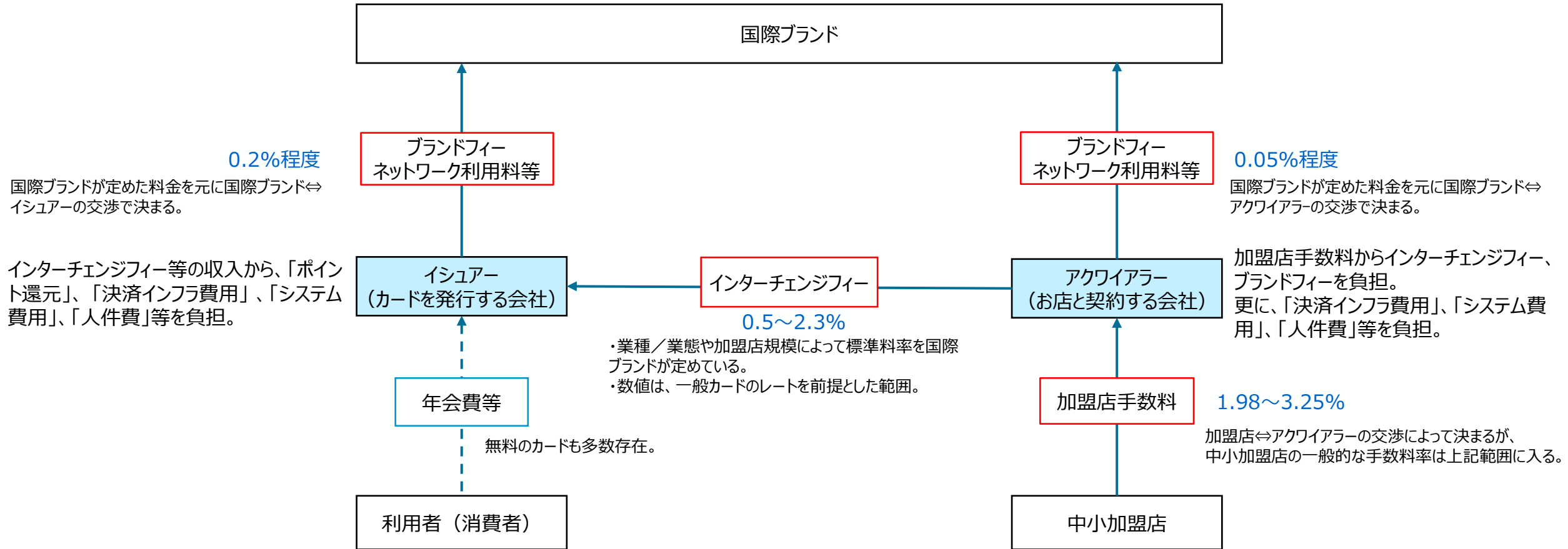
項目	条件例
従業員数・資本金	中小企業庁の定める中小企業者の定義に該当すること。
業種	適用外の業種あり。 例）不動産、ホテル・旅館、宅配 等
決済金額	金額の上限が定められている。 例）Visaの直近1年間の決済金額が2,000万円以下
その他	他決済事業者のサービスを利用していないこと。

出所：各決済代行事業者のホームページの情報（2025/10時点）をもとに経済産業省で作成。

参考) クレジットカード業界のコスト構造 (中小加盟店の例)

- 各カード会社は手数料 (インターチェンジャー、ブランドフィー) 以外にも、決済インフラ費用、システム費用等を負担している。

※下図の数値はあくまでも一例であり、実際の数値は加盟店、カード会社により異なる。



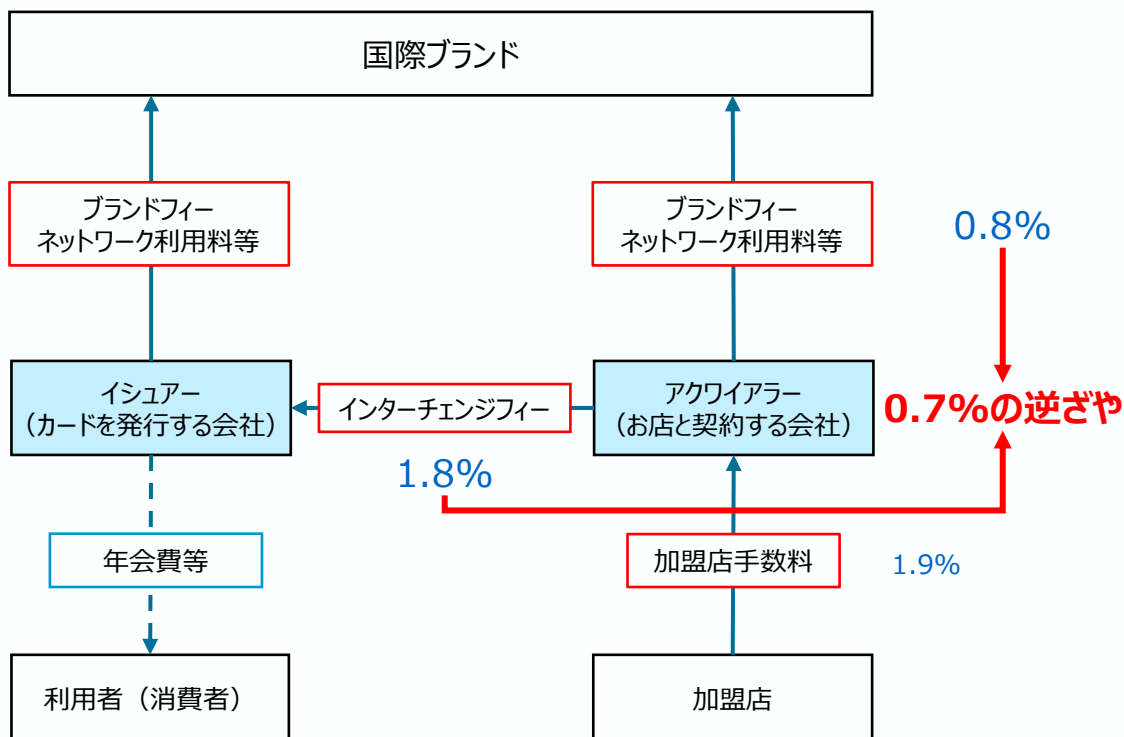
出所: 各所情報を元に経済産業省で作成。数値は例。

インバウンド取引における逆ざや

- インバウンド取引については、インターチェンジャー、ブランドフィーが国内取引に比して高い。
- インバウンド取引の受益者は消費者、加盟店の両方であるが、この増分をアクワイアラーを負担していることから逆ざやになっている。そのため、訪日外国人の増加に伴いアクワイアラーのコストが増加している現状を踏まえ、関係者間で課題や取組の方向性を議論すべきではないか。

インバウンド取引におけるフィー構造（例）

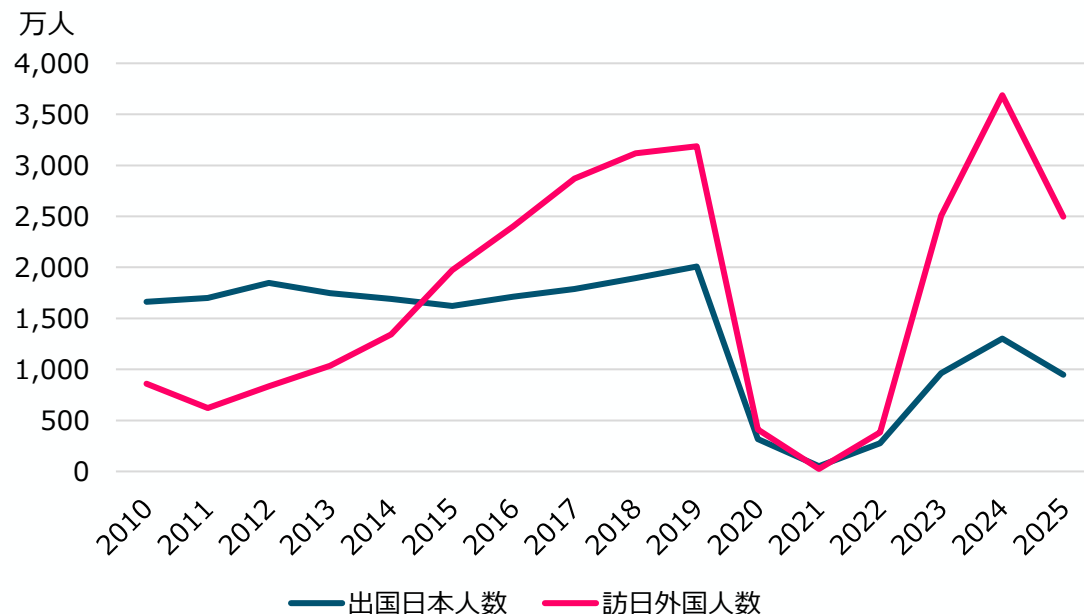
アクワイアラーが増分を全て負担することにより逆ざやが発生している。



出所：各所情報を元に経済産業省で作成。数値は例。

インバウンド/アウトバウンドの推移

訪日外国人数はコロナ前より増加している。観光立国推進基本計画（第4次）において、2030年の政府目標は6,000万人となっており、逆ざやは更に大きくなっていくと想定される。



※2025年は2025年1月～7月の暫定値。

出所：日本政府観光局（JNTO）『日本の観光統計データ』

決済サービス提供コストの低減

- 民間事業者において共同センタや汎用端末での決済等が進んでいる。
- これら取組や新たな技術の活用（例：クラウドサービスの利用等）によってコストの低減がはかられることが期待される。

取組例	説明	削減が期待されるコスト
共同センタ	カード会社ごとにシステムを作るのではなく、共同システムを構築し、複数社が利用することで、1社あたりのシステム費用を下げていく。	カード会社のシステム費用
汎用端末での決済	スマートフォン等の汎用端末※で決済できるサービス。これにより決済端末の購入費用が不要になる。 ※決済専用のハードウェアでない、様々な用途に利用可能なハードウェアを指す	端末費用

出所：各所情報を元に経済産業省で作成。

汎用端末での決済イメージ



出所：Square株式会社ホームページ

①セキュリティの取組状況

- キャッシュレスの普及には、セキュリティが確保されることが重要。
- 割賦販売法では加盟店に対して各社の不正利用リスクに応じた対策の実施が義務づけられており、不正利用被害額及び不正利用発生率などの不正利用の発生状況にも留意した対策を求めている。（令和7年9月「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」改正）

Ⅱ-2-2-5-5 加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理等

クレジットカード番号等は、不正に取り扱われた場合には、利用者等の財産被害に直結し得るものであり、要保護性が高い情報であり、クレジットカード番号等を取り扱う事業者それぞれがクレジットカード番号等を適切に管理し、クレジットカード番号等が不正に取り扱われることを防止するための措置を講じる必要がある。

これらを踏まえ、割賦販売法では漏えい等の事故、不正利用及び自社の役職員等によるクレジットカード番号等の不適切な方法による取扱いを防止するための措置を講じることを義務付けている。

クレジットカード番号等の漏えい等の事故の防止措置及び不正利用の防止措置に関しては、法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能のみを定め、その実現手段及び方法については、各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとする「性能規定」の考えの下、加盟店に対して必要かつ適切な措置を講ずることを求めている。この「必要かつ適切な措置」については、最新の技術動向等を踏まえて毎年見直しが行われるガイドラインに掲げられる措置が実務上の指針となるものであり、ガイドラインに掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じている場合には「必要かつ適切な措置」が講じられているものと認められる。

なお、上記の「必要かつ適切な措置」のうち、加盟店が講ずる不正利用を防止するための措置については、当該加盟店の不正利用発生額及び不正利用発生率などに留意し、リスクに応じた措置を講ずることが求められる。

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、割賦販売法に基づく事業報告書において一定の不正利用額及び不正利用発生率を超えた加盟店を報告。

加盟店の不正利用発生状況

- ① 自社と加盟店契約を締結している加盟店のうち以下の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する加盟店の数

店

- （ア）報告対象の事業年度中、いずれの月においても月間の不正利用発生額が 50 万円を超えている加盟店
（イ）報告対象の事業年度の不正利用発生率（不正利用発生額／取扱高×100）が一般社団法人日本クレジット協会（JCA）が公表する不正利用発生率を超える加盟店
（注）上記（イ）の JCA 公表の不正利用発生率は、報告対象の事業年度開始日から直近の年次の不正利用発生率を用いること。

- ② 上記①に該当する加盟店については「（別紙）不正利用発生加盟店一覧」に必要事項を記載の上、提出すること。

出所：経済産業省ホームページ

②セキュリティの取組状況

- 日本においては、不正率が抑えられている状況であるが、今後も状況を注視し、必要に応じて対応していく。

